

佐賀県工事・業務委託成績評定公表要領

(目的)

- 第1条 本要領は、佐賀県土木工事検査要領第9条、建築・設備工事検査要領第12条第1項、建築・設備工事監督要領第12条第1項に基づき評価した工事成績の評定、工事技術的難易度の評価（以下「工事評定点」という。）について、公表に関する事項を定めるものである。
- 2 土木設計・調査・測量業務委託検査要領第15条第2項、建築設計及び工事監理業務委託の成績評定要領（以下「建築委託成績評定要領」という。）第7条に基づき評価した業務委託成績の評定（以下「業務委託評定点」という。）について、公表に関する事項を定めるものである。

(対象工事・業務委託)

- 第2条 工事評定点を公表する対象工事は、佐賀県工事成績評定通知要領（以下「通知要領」という。）第3条に基づき通知を行う工事とする。
- 2 業務委託評定点を公表する対象業務委託は、土木設計・調査・測量業務委託成績評定要領（以下「土木委託成績評定要領」という。）第6条、建築委託成績評定要領第8条に基づき通知を行う業務委託とする。

(公表の方法)

- 第3条 工事評定点の公表は、工事成績評定通知書を各発注機関において閲覧することにより行うものとする。
- 2 業務委託評定点の公表は、業務委託成績評定通知書を各発注機関において閲覧することにより行うものとする。

(閲覧の期間)

- 第4条 工事成績評定通知書の閲覧の開始は、通知要領第4条に定める説明請求期間後、速やかに行うものとする。ただし、通知要領第5条に基づく説明請求の提出があった場合は、同要領第6条に定める説明請求に対する回答後とし、同要領第7条に定める工事評定点等の修正を行ったときはその結果を当該受注者に通知した後に、速やかに行うものとする。
- 2 業務委託成績評定通知書の閲覧の開始は、土木委託成績評定要領第7条、又は、建築委託成績評定要領第10条第1項に定める説明請求期間後、速やかに行うものとする。ただし、土木委託成績評定要領第8条、又は、建築委託成績評定要領第10条第2項に基づく説明請求の提出があった場合は、土木委託成績評定要領第9条第1項、又は、建築委託成績評定要領第10条第2項に定める説明請求に対する回答後とし、土木委託成績評定要領第10条、建築委託成績評定要領第9条に定める業務委託評定点の修正を行ったときはその結果を当該受注者に通知した後に、速やかに行うものとする。

3 工事成績評定通知書、業務委託成績評定通知書の閲覧の終了は、閲覧を開始した日の年度の次年度末とする。

(閲覧の手続き)

第 5 条 閲覧する者は、閲覧受付簿に必要事項を記載することとする。

(説明請求)

第 6 条 原則として公表した工事成績評定通知書、業務委託成績評定通知書に関する説明請求は、受付けないものとする。

附則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。